

「水俣条約」を踏まえた今後の水銀大気排出対策についての動き

営業本部 愛媛営業部 松崎 秀章

1 はじめに

水俣病は、1956年（昭和31年）にメチル水銀を含んだ排水によって引き起こされた健康被害・環境破壊であり、人類の歴史上例がない公害とされています。水銀は現在も世界的に使用されており、半世紀以上も前に日本で起きたこの問題は、今もなお世界共通の問題であると認識されています。

水銀は常温で液体である唯一の金属元素であり、揮発性が高く、一旦環境中に排出されると、長く環境に留まり全世界を循環します。

先進国では水銀の使用量が減ってきていますが、途上国では依然として利用されていることから、世界的な取り組みによる排出削減が喫緊の課題です。今回は、この国際的な条約の内容の一部と本条約を踏まえた国内の水銀大気排出対策の動きについて解説いたします。

2 「水俣条約」採択の国際会議の開催

2001年に国連環境計画（UNEP）が地球規模の水銀汚染についての活動を開始し、2009年には、国際的な水銀規制に関する条約制定のため、政府間交渉委員会（INC）の設置が合意され、2013年の条約制定を目指しました。この取り組みの中で我が国は水俣病の経験を活かし、この交渉に積極的に貢献しました。

2013年1月にジュネーブで開催された政府間交渉委員会第5回会合（INC5）において、条約草案が合意されましたが、その際、我が国の提案を踏まえ、INC議長から条約の名称を「水銀に関する水俣条約」とすることが提案され、全会一致で採択されました。また、同年10月に、条約の採択・署名の外交会議および関連会議が水俣病の発生地である熊本市および水俣市で開催されました。これは、条約に「水俣」と名付けたことと共に、日本の「水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならない」という決意の表れであり、水銀の問題に取り

組む国々の意思を共有できるものと言えます。

3 「水俣条約」の全体像

水銀は暮らしの中で様々な用途で利用されていますが、水俣条約では、産出から、貿易・製品の製造・排出・保管・廃棄まで、水銀のライフサイクル全体にわたって規制されることとなります。本条約は全35条の条文と5つの付属書から構成されています。概要を表1に示します。

4 水銀の環境への排出・放出に関すること

水銀の大気排出を全世界の排出量の多い分野から挙げると、

- 1) 石炭などの化石燃料の燃焼
- 2) 非鉄金属生産
- 3) セメント製造
- 4) その他（廃棄物焼却など）

となっており、これらの施設を対象に排出削減対策を実施することが取り決められています。また、水、土壌への放出は、地域的な問題もあるとされていましたが、最終的に条約に盛り込まれています。国内では早くから水質について、環境基準を設定し、その確保のために工場・事業場に対して排水規制、地下水浸透規制等が行われています。土壌についても環境基準の設定とともに、土壌汚染対策法に基づく土壌溶出基準、含有量基準が定められ、調査や対策が進められています。

5 環境省の水銀大気排出対策の動き

水俣条約が採択されたことを受けて、環境省では中央環境審議会大気・騒音・振動部会の下に水銀大気対策小委員会を設置して、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出のあり方を検討しています。2014年10月現在、第6回まで開催されましたが、本会議では

「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申案）」の審議がなされ、現行の大気汚染防止法は「排出基準やその遵守のための担保措置規定等が規定されていないことから、水俣条約の実施を確保する措置としては不十分」であり、有害大気汚染対策物質対策とは別の新たな規制措置を設ける必要がある、と方向づけています。規制制度の枠組みのうち、新規施設については

1) 規制手法として

「利用可能な最良の技術の適用に適合する」排出限度値による濃度規制とする。

2) 規制基準を設定するに当たっての考え方
排出基準値は、環境上の目標の維持達成を目指す観点から設定されるものではなく、利用可能な最良の技術に適合した値とする。

3) 規制の実効性を確保するための措置
対象施設の届出、測定、排出限度値の遵守、違反した場合の所要の命令、罰則などの整備を設ける。

4) 規制の実施主体

都道府県知事及び大防法上の政令市とする。などとしています。既存施設についても同様の規制を適用するが、技術的な制約もあり、排出基準値については新規施設とは別に既存施設として「利用可能な最良の技術に適合」した値を設け、水俣条約で示す5分類に該当する施設としています。今後、第7回（2014年11月開催予定）の審議会において議論され、パブリックコメントの実施が予定されています。

6 おわりに

当社は創業時から環境の法規制に関わる分析業務を実施してまいりました。本条約に係る行政の動きに対応して、長年培った技術を駆使し、信頼ある結果を提供し、お客様と社会のお役にたてるよう、努めてまいります。

参考資料

環境省：水銀に関する国際的な取り組み 条約の解説
http://www.env.go.jp/chemi/tmms/convention/treaty_outline.pdf
環境省：パンフレット「水銀に関する水俣条約」について
<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/pdf/full.pdf>
環境省：中央審議会 大気・騒音振動部会 水銀大気排出対策小委員会（第0回）配布資料 水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について（答申案）
<http://www.env.go.jp/council/O7air-noise/y079-06/mat03.pdf>



松崎 秀章
（まつざき ひであき）
営業本部 愛媛営業部

表1 水俣条約の概要

	条文の主な内容	条約
前文	水銀のリスクの再確認、水俣病の教訓、水銀対策を進める上での基本的な考え方など	—
目的・定義	目的 / 水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護すること	1条
	定義 / 本条約に使われている用語の定義	2条
供給（産出）・貿易	鉱山からの水銀の産出	3条
	国際貿易について	
水銀の利用	水銀添加製品	4条
	製造プロセスでの水銀の使用	5条
	人力小規模金採掘（ASGM）	7条
排出・放出	大気への排出	8条
	水・土壌への放出	9条
暫定的保管、廃棄、汚染サイト	水銀（廃棄物である水銀を除く）の暫定的保管	10条
	水銀廃棄物	11条
	汚染サイト	12条
資金・技術支援	資金メカニズム、技術支援など	13条・14条
普及啓発、研究等	健康上の側面、情報交換、公衆のための情報・啓発と教育、研究・開発とモニタリング、実施計画、報告、有効性の評価	16～22条

引用元：環境省 パンフレット「水銀に関する水俣条約」について